

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

施策1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために

No.	事業名	事業内容	担当課	令和2年度事業実績等	課題・方針
<b>1 地域における子育て支援</b>					
1	子育て支援センター運営事業	子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。	子育て支援課	1 吉川市子育て支援センター（おあしす内） 年間開所日数：241回、延べ利用者数3787人、出前講座7回、参加者数：88人 2 美南子育て支援センター（美南小学校内） 年間開所日数：243回、延べ利用者数4831人、出前講座4回、参加者数：83人 3 中央子育て支援センター（吉川団地名店街内） 年間開所日数：243日、延べ利用者3604人、出前講座3回、参加者数：61人	3ヶ所の子育て支援センターが協働で実施する「合同イベント」は、オンラインで実施し、各子育て支援センターの特徴を生かしながら有効な事業を実施するとともに、協力体制の強化に努めます。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、オンライン相談の周知を進めていきます。
2	児童館運営事業	体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業など、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。子育て支援の場を提供するとともに、母親クラブの支援や援助を行います。施設・設備の維持管理業務及び遊具等の貸出業務を行います。	子育て支援課	令和2年度は、コロナの影響による臨時休館期間があったほか、主催事業についても、中止または規模を縮小して実施することとなりました。 開催事業：311回 延べ参加者：6,164人	今後も、こどもの活動場所として、本事業のニーズは高まっていくものと思われます。団体や個人を問わず、こどもの健全育成に携わる関係者の知見も取り入れながら、事業内容の検討や、児童館を利用することも等の満足度の向上に努めます。
3	家庭児童相談事業	家庭児童相談員が家庭における子どもの様々な相談を受けることにより、相談者の不安の解消や問題の解決につなげます。	子育て支援課	家庭児童相談員相談実績：737件	新型コロナウイルスの影響により、相談希望者のニーズに合わせた相談方法を選択できるよう、オンライン子育て相談のための機器整備を行いました。今後オンライン相談への利用啓発を進めていきます。
4	青少年相談員活動推進事業	青少年相談員協議会が行う事業に対し、補助金を交付し、青少年の健全な育成を図ります。	子育て支援課	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の実施実績はありません。	新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら、事業の実施について検討していきます。また、ソーシャルネットワークサービスなどを活用することで、青少年相談員の活動を幅広く発信することにより、会員や事業への参加者の増加を促進し、協議会の発展を図ります。
5	放課後子ども教室事業	学校・地域の協力を得ながら、放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、様々な体験活動を通して、学力・体力・非認知能力のさらなる向上を目指します。	生涯学習課	「志を持った子どもを育てる」という理念の下、学力・体力・非認知能力の向上を念頭に置きプログラムの構築に努めています。 実施日数：10日間 登録児童数：47人	地域の方をスタッフとして雇用するだけでなく、地域で活躍している方を講師として招き、地域との協働を図ります。

6	地域寺子屋事業	長期休暇期間に子どもから大人までさまざまな世代が交流する場として地域の集会所を開放し、安全で安心な子どもの居場所をつくりま す。	生涯学習課	「寺子屋」の実施により、地域に子どもの居場所を作ります。 また、地域住民との関わりが生まれることで「顔が見える地域」づく りを目指します。 実施数：0か所（新型コロナウイルス感染拡大防止のため。）	各寺子屋（中曽根自治会・きよみ野みんなの寺子屋・く るり・みんなの寺子屋・ネオポリス自治会・高富自治 会）に実施への支援を継続するとともに、新たな実施に 向けて働きかけていきます。
7	保幼小連絡協議会	幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続 （保幼小連携）について、「保幼小連絡協議会」をベースとした情報 交換や関係職員の連携により、スムーズな就学を目指します。	学校教育課	6月 第1回保幼小連絡協議会・・・中止 7月～2月 各幼稚園・保育所、学校単位での相互体験研修・・・ 教員・保育士との情報交換、園児・児童との交流、学校探検等可能な 範囲で実施 2月 第2回保幼小連絡協議会・・・中止 3月 紙面での令和3年度就学児童の情報交換	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点 から、実施事業は最小限度となったものの、小学校、幼 稚園、保育園の職員同士の意見・情報交換は必要である と認識し、紙面による情報交換を実施しました。今後も 新型コロナウイルス感染の感染状況に注視しながら、 意見・情報交換を継続していきます。

2 子どもの未来をつなぐ支援					
8	子どもの貧困対策推進事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、支援を必要とする人が、確実に支援につながるができるよう「子どもの貧困対策推進計画」を推進します。	子育て支援課	子ども未来応援集会の開催（1回開催：11/27） ※新型コロナウイルス感染症対策のため、一部実施見送り 緊急子ども応援配食の実施（①R2/3/13～3/23、②4/13～5/1、③5/7～5/29）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その感染防止策の徹底を図るとともに、地域と連携しながら、孤立や経済的困窮等に対し、対応策を検討していきます。
9	教育相談事業	学校や家庭での教育に関する悩みについて、関係機関との連携を図り、相談内容の解決を目指します。 不登校に関する相談については、必要に応じてアウトリーチ支援（家庭訪問支援）を行います。	学校教育課	教育相談件数 201名（延べ人数） アウトリーチ対象児童生徒数 8名	家庭訪問等を含め、きめ細やかな相談体制を目指します。また、アウトリーチの対象となる児童生徒について、学校と連携しながら、より多くの利用を目指します。
10	子どもの学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間との出会い・活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	地域福祉課	新規申請人数（本事業に申し込みをした人数）：36人 参加生徒数（学習支援教室へ参加した延べ人数）：758人	生活困窮者世帯の中学・高校生を対象に、子どもたちが「貧困の連鎖」を断ち切り、自立した生活を送ることを目指します。また、安定した教室運営を継続するとともに、対象世帯への参加案内を継続していきます。
11	就学援助事業	保護者の経済的理由によって、子どもの就学が困難と認められる場合に、学校給食費、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な費用の一部を援助します。	教育総務課	要保護・準要保護に認定された児童数326人、生徒数195人 補助額 小学校18,595,871円、中学校16,658,749円	継続して事業を実施していきます。
3 ひとり親家庭等への支援					
12	ひとり親家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員が電話相談や来所相談などにより、様々な問題について伴走型の支援を行います。 就労に有利な資格や技能を習得し、安定した収入につなげるため、母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課	母子・父子自立支援員による相談件数：242件 東部中央福祉事務所による出張個別相談会実施回数：3回 高等職業訓練促進給付金支給実績：9件 計7,915,000円 高等職業訓練修了給付金支給実績：4件 計200,000円 自立支援教育訓練給付金支給実績：3件 計105,072円	ひとり親を安定的な雇用に繋げられるよう、引き続き各給付制度を案内しながら、SDG'sにおけるバックキャストの視点を取り入れ、ひとり親の就業ニーズや必要とする情報について機会を捉えて把握することを今後の課題とします。
13	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで、医療費（保険診療分）の一部を助成します。	子育て支援課	支給件数：5,113件 支給総額：12,477,585円	子ども医療費支給の制度・請求等に関する市ホームページによる情報発信や、市内各サービスセンターでの申請、郵送による医療費の申請を引き続き受け付け、制度利用の機会をより身近に提供できるよう引き続き実施していきます。
14	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで、子どもの人数、所得に応じて手当を支給します。	子育て支援課	支給人数：2,671人 支給総額：215,948,070円 受付件数：認定63件 喪失43件	広報やホームページなどによる、制度の周知及び案内に努めます。他部署との情報共有により、必要な人に必要な支援を提供できるよう実施していきます。
4 子育て家庭への経済的な支援					
15	児童手当支給事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。	子育て支援課	被用者 延べ児童数90,728人 支給額1,021,165,000円 非被用者 延べ児童数17,874人 支給額200,510,000円 特例給付 延べ児童数10,834円 支給額54,170,000円	広報やホームページなどによる情報発信や他部署との情報共有により、対象者に漏れなく制度を提供できるよう実施していきます。

16	子ども医療費支給事業	保護者の経済的不安を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに係る医療費の一部を助成します。	子育て支援課	支給件数：121,616件 支給総額：219,897,288円	子ども医療費支給の制度・請求等に関する市ホームページによる情報発信や、市内各サービスセンターでの申請、郵送による医療費の申請を引き続き受け、制度利用の機会をより身近に提供できるよう引き続き実施していきます。
17	幼児教育・保育の無償化	国が対象とする幼児教育・保育（保育園、幼稚園、認定こども園など）の無償化制度を適切に運営することにより、就学前の保護者の負担を軽減し、就労を支えます。	保育幼稚園課	R1.10月から引き続き保育所や認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子ども等について利用者負担額（保育料）を無料としています。	継続して事業を実施していきます。

施策2 安心して妊娠、出産、育児ができるために

No.	事業名	事業内容	担当課	令和2年度事業実績等	課題・方針
<b>1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援</b>					
18	子育て世代包括支援センター運営事業（※再掲）	保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援を提供します。	健康増進課	保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援を提供しました。	令和4年度からびったりサービスで妊娠届出書の電子申請受付を開始予定であるが、全ての妊婦に対し適切な支援を継続するために早期の面接は重要であるため、どのように体制を継続するかが課題となっています。
19	母子保健事業	妊婦健康診査、妊産婦保健指導、新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などを行います。	健康増進課	妊婦健康診査、妊産婦保健指導、新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などを行いました。	新型コロナウイルスの予防対策を十分行い、円滑に母子保健事業を行っていきます。
20	乳児家庭全戸訪問事業（※再掲）	母子保健支援員が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供等を実施します。	健康増進課	母子保健支援員が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問・（新型コロナウイルス感染症が心配と申し出のあった家庭においては電話）し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供等を実施しました。	新型コロナウイルス感染症が心配である家庭においても、電話やオンライン相談等の手段で、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談対応、子育て支援に関する情報提供等を行えるようにします。
21	不妊治療等費用助成事業	早期にライフプランを考え、子どもを望む夫婦に対して、不妊検査、不育症検査又は不妊治療の負担金の一部を助成します。	健康増進課	早期にライフプランを考え、子どもを望む夫婦に対して、不妊検査、不育症検査又は不妊治療の負担金の一部を助成しました。	県の実施要綱に基づいて実施しているため、現行どおり継続します。
22	産前・産後ヘルプサービス事業	妊娠中または出産後1年未満の子どもを養育する保護者に対して、市が認めた事業所のヘルパーが利用者宅へ出向き、家事や育児の援助を行います。なお、その利用料の一部を市が助成します。	子育て支援課	令和2年度登録者：10人 延べ利用回数：28回 延べ利用時間：56時間	潜在的ニーズはあると考えられる事業なので、事業の周知方法を工夫し、利用につなげていきます。
23	ホームスタート事業	市から委託されたホームスタートよしかわ推進協議会のビジターが、育児に不安を抱えている保護者を対象に、家庭訪問を通じて育児相談を行い、保護者の孤立を防ぎます。	子育て支援課	家庭訪問をした世帯数：31件（内訳：新規26件・継続5件） 延べ訪問回数：266回 ビジター養成講座1回（補講）全ビジター数：40名	ビジターの活動者数の増加に努めます。他部署との情報共有により、必要な人に必要な支援を提供できるよう実施していきます。

## 2 児童虐待防止対策の推進

24	児童虐待防止対策事業	支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整・相談・家庭訪問を通じて支援をします。また、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において必要な協議・検討を行い、支援策を実施します。 虐待防止に向けて、オレンジリボンキャンペーンを展開し、広く周知します。 また、子育て講座を通じて、保護者がしつけのスキルを学ぶことにより、親子関係を改善し、保護者の子育てのストレスの軽減を目指します。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会 代表者会議1回 実務者会議6回 個別ケース会議28回 児童虐待相談対応件数：40件 暴力や暴言を使わずに子どもを育てるスキルを学ぶ講座の実施 市民向け2回 終了者数8名 職員向け1回 参加人数8名 吉川市保健師児童虐待対応研修 参加者：16名	新型コロナウイルスの影響により、相談希望者のニーズに合わせた相談方法を選択できるよう、オンライン子育て相談のための機器整備を行いました。今後オンライン相談への利用啓発を進めていきます。
25	安全確認が必要な児童の把握	健康診査未受診者、未就園児、不就学児の実態把握に努め、未受診児（家庭）への受診勧奨や家庭への支援体制の構築につなげます。	子育て支援課	R3.3月に、健康診査未受診、未就園、不就学に加え、児童福祉施設や医療の利用がない児童のいる家庭を訪問し、児童の安全確認を行いました。	継続して事業を実施していきます。
26	要保護児童対策地域協議会の専門性向上	調整機関に児童福祉司などの専門職を配置するとともに、職員の技能・資質の向上を図るため、専門職員研修等の受講に努めます。	子育て支援課	調整機関には児童福祉司等の専門職を配置しています。また、調整機関専門職研修等を受講し、職員の技能・資質向上に努めました。	引き続き、調整機関の専門性向上のため、専門職の配置と能力向上に努めます。
27	児童ショートステイ事業	社会的事由によって、家庭における児童の養育が困難となった3歳未満児童を対象に、乳児院において養育を一時的に行います。	子育て支援課	利用件数：0件	利用実績はゼロとなっていますが、保護者の急な疾病・事故等の発生時に必要となる可能性があることから、選択肢の一つとして事業を継続していきます。
28	配偶者からの暴力防止及び被害者保護事業	吉川市配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からのDV相談や情報提供等の支援を行うとともに、DVやDV防止について、広く市民へ啓発します。	市民参加推進課 (配偶者暴力相談支援センター)	吉川市配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からのDV相談や情報提供等の支援を行うとともに、DVやDV防止について、広く市民へ啓発を行いました。 相談件数：154件 その他取組として公共施設や市内店舗のトイレに相談カードを設置しました。	相談したくても相談できない方等、DV被害者の潜在化を踏まえ、関係機関と情報共有・連携しながら、被害者の早期発見、早期対応に努めます。
29	女性総合相談事業	女性が抱える悩みなどの問題全般について、婦人相談員による相談を実施します。	市民参加推進課 (配偶者暴力相談支援センター)	女性が抱える悩みなどの問題全般について、婦人相談員による相談を実施しました。（第2・第4月曜日午後 事前予約制） 相談件数：26件	悩みを抱える女性が気軽に相談できる窓口として、引き続き事業を実施します。

3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援					
30	障がい者相談支援事業	障がい者計画や障がい福祉計画等に基づき、窓口や電話での相談を受け、適切な制度や福祉サービスを案内するとともに、必要に応じて保健・医療など関係機関と連携を図り、適切かつ効果的なサービスを検討・調整し、総合的な相談支援を行います。	障がい福祉課	吉川市障がい者相談支援センターと連携しながら、障がい者やその家族の抱える問題について相談や行政サービスへの案内を実施しました。 開所時間 日曜日及び祝日を除く午前9時から午後6時まで（午前中は電話対応のみ） 実績：3,446件	関係機関と連携しながら、継続して事業を実施していきます。
31	発達障がい児（者）支援事業	保育所・幼稚園・発達センター職員等を対象とした、発達障がいに係る研修会を実施します。 市内の保育所・幼稚園に発達支援専門員（作業療法士・心理士等）が訪問し、保育者に対して指導・助言を行います。 発達に気になる児をもつ保護者を対象に、ペアレントトレーニング等の講習会を開催し、発達障がい児の子育て経験者との交流の機会をつくりながら支援します。	障がい福祉課	保育所、幼稚園等に勤務する保育士、幼稚園教諭、看護師、保育士などを対象とした発達支援研修会を実施しました。 実施回数：2回 参加者：42名 発達に不安や障がいを抱える児の保護者を対象に、ペアレントトレーニング講座を実施しました。 全6回コース 参加者延べ23名	継続して事業を実施していきます。
32	こども発達センター運営事業	障がい及び発達に遅れがあるとされる乳幼児とその保護者を対象に、通所による集団療育及び個別指導を行うとともに、相談や学習会を通じた保護者の支援や、保育所入所児との交流を行います。 大型遊具の設置などによる療育環境の充実や、母子通所事業、相談事業による保護者支援の充実を図ります。	障がい福祉課	発育や発達に遅れや障がいのある幼児（2歳～就学前）を対象とした通所施設を運営しています。 通所クラス 基本的な生活習慣や社会生活に適應する力を高めていくための療育を行います。 実施回数：243回 実人数：10人 延べ人数：1,520人 放課後クラス 小集団の活動の中でルールを身につけ社会生活に適應する力を高めていくための療育を行います。 実施回数：186回 実人数：29人 延べ人数：685人	継続して事業を実施していきます。
33	障害児通所支援事業	障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育（児童発達支援、放課後等デイサービス）を提供するとともに、障がい児を支援する様々な関係機関と連携を図りながら情報交換を行います。	障がい福祉課	利用の相談、申請に基づいて支給決定し、障害児通所支援事業所や障がい者相談支援センター等の関係機関と連携しながら実施しています。 児童発達支援 延べ利用者：1,307人 延べ利用実績：8,739人 放課後等デイサービス 延べ利用者：2,325人 延べ利用実績：21,265人	関係機関と連携しながら、継続して事業を実施していきます。
34	障がい児保育事業	障がいなどがある乳幼児の保育を行う場合、障がい児担当の保育士等（加配）を配置することで、保育体制の充実を図ります。	保育幼稚園課	公立保育所における年間延べ障がい児入所児童数：96人	障がい児や気になる子の受入れについて、年々需要は高くなっていることから、継続して事業を実施していきます。

施策3 安心して子育てができる生活環境を整えるために

No.	事業名	事業内容	担当課	令和2年度事業実績等	課題・方針
<b>1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備</b>					
35	雇用対策推進事業	テレワーク等の促進を図るなど、個々の希望に応じた多様な働き方を支援するとともに、仕事と家庭生活との両立支援にかかる企業の取り組み事例などについて、市内事業所と労働者に向けて啓発を行います。	商工課	多様な働き方セミナー「はたらくをおもしろく！ 仕事も家庭もうまくいくチームビルディング術」をオンライン講座で実施しました。 内容：仕事と生活の両立、テレワークの働き方、メリットとデメリット、国県の支援制度等 視聴回数：140回	コロナ禍のためオンライン視聴とし、主な対象者として、子育て世代を中心とした勤労者及び雇用者とし、仕事と家庭の両立で得られる効果やテレワークをはじめとする多様な働き方を選択できるような仕組みづくりの啓発を行いました。 今後は多様な働き方を雇用者側へ、多様な勤労者が働きやすい職場環境づくりを促進し、多様で柔軟な雇用形態により人材確保につなげていくための啓発に努めます。
36	就労支援事業	ハローワークなど関係機関と連携し、就職相談の実施や就職セミナーの開催、求人情報の提供を行います。	子育て支援課 商工課 地域福祉課	就職活動相談：16件（月2回） 就職セミナー：38人（2回） 求人情報提供：市内求人情報紙の発行、ハローワーク求人情報の配架 合同就職面接会開催：採用人数14人（2回） 求職活動が可能である者を対象に、就労収入による安定した生活の確保を目指し支援しました。 各種就労支援事業参加者数：185人 ハローワーク越谷との連携による就労支援者数：100人	現状の支援体制を継続し、支援対象者の経済的自立を図ります。
37	男女共同参画推進事業	男女共同参画基本計画に基づき、市民へワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に関する情報提供を行います。	市民参加推進課 商工課 学校教育課	【市民参加推進課】 商工会を通じ、ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを商工会員に配布しました。 【商工課】 多様な働き方セミナー『「働く」×「生活」=充実♪』～いろいろな働き方からテレワークまで～を、吉川市商工会青年部との共催によりオンラインによりライブ配信しました。 【学校教育課】 教職員用パソコン「校務支援システム」におけるリモート機能を積極的に教職員に紹介し、子育てや介護と仕事の両立など柔軟な働き方等について情報提供を行いました。	女性も男性も働きたい人全てが、仕事と、子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方を通じたワークライフバランスの重要性について、引き続き情報提供を行います。
38	送迎保育事業	やむを得ない理由で在籍保育所の開所時間内の送り迎えに間に合わない方を対象として、送迎保育ステーションと市内各園を結び、送迎保育を実施します。	保育幼稚園課	年間延べ利用人数：881人 令和2年度に要綱改正を行い、送迎保育の対象に令和3年度から小規模保育事業所を加えました。	継続して事業を実施していきます。
<b>2 子どもの安全のための支援</b>					



39	子どもの見守り活動の推進	<p>自主防犯活動団体へパトロール用具を配布するとともに、青色防犯パトロール車を貸出することで、自主防犯活動団体による防犯パトロールで、子どもの見守り活動の推進を図ります。</p> <p>また、自主防犯活動団体の活動拠点として、保第2公園防犯活動ステーションを設置しました。主な活動として吉川駅北口周辺の監視、子どもの見守り、犯罪情報等の提供、犯罪者・不審者等の警察への通報などを行います。</p> <p>子どもたちの下校の時間や長期休暇中に、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図ります。</p>	危機管理課	<p>自主防犯活動団体数：94団体  青色回転灯パトロール車の貸出回数：280回  &lt;内訳&gt; 北部市民サービスセンター 244回  東部市民サービスセンター 36回  配付したパトロール用品  ベスト108着、帽子133個、のぼり旗667枚、ポール186本、合図灯82本  保第2公園防犯活動ステーション活動回数：716回</p> <p>「児童下校見守り放送」を下校時間に合わせて放送しました。市内の小学校に依頼し、児童の声を録音したものを音源として使用しました。</p>	継続して事業を実施していきます。
40	交通安全運動推進事業	<p>通学路に吉川市交通指導員を置き、児童、生徒の安全な通行のため、交通整理及び交通指導を行っております。また、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを通じて、交通安全に関する啓発活動に努めます。</p>	危機管理課	<p>○吉川市交通指導員(12名)を通学路の危険個所に配置し、交通指導を行いました。</p> <p>○市役所周辺や吉川駅・吉川美南駅において交通安全街頭キャンペーンを行い、市民に向けて啓発品やチラシを配付し、自転車のルールの再確認や歩行者優先の徹底を行うよう呼びかけました。</p> <p>○児童館での交通安全教室を開催し、自転車の基本的なルールをクイズ形式にして学んでもらいました。参加者：児童及び保護者計57人</p>	継続して事業を実施していきます。
41	通学路等安全対策の推進	<p>通学路や保育所等の散歩経路における交通、防犯に関する危険箇所について、PTAや学校と連携し、点検や現状把握、対策の検討を行い、安全なまちづくりを推進します。</p>	保育幼稚園課 学校教育課	<p>各保育施設へ通学路等の危険箇所について照会を行い、状況の把握を行いました。</p> <p>通学路のうち、特に交通量の多い交差点について安全指導員を配置しました。また、市内各小中学校やPTAが行った通学路安全点検の結果を、関係各課に情報提供を行った。</p>	<p>朝の登校については、学年にかかわらずおおよそ同じ時間帯であるため対応しやすいですが、下校については時間に幅があり全てを見守るには課題があります。また、通学路安全点検の結果については、引き続き情報提供を行い環境改善に努めます。</p>
42	防犯灯整備事業	<p>新たな道路開通や住宅立地に伴い、防犯灯を設置し、夜間通行の安全を確保するとともに、犯罪被害の防止を図ります。</p>	危機管理課	<p>防犯灯新規設置数：20基  防犯灯修繕数：51基  吉川中学校の開校に合わせ、美南調節池西側歩道に6基の防犯灯を設置しました。</p>	継続して事業を実施していきます。
43	子ども110番の家設置推進	<p>子どもの身を守るために、協力依頼に基づき、地域の一般事業所や家庭を「子ども110番の家」として、危険に遭遇した時の避難場所を設置します。</p>	学校教育課 (少年センター)	<p>PTA連合会の協力を得て、市内事業所や家庭等にプレート設置や見守りを依頼しています。</p> <p>子ども110番の家：592件。</p>	<p>小学校においては、年度初めや一斉下校の際に、児童・保護者・教員により通学路における子ども110番の家の確認をしています。引き続き、事業の周知・理解に努めます。</p> <p>PTAとの協力のもと、子ども110番の家の管理に努めていきます。</p>